

第 82 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会

第 1 回 宿泊衛生専門委員会



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日本スポーツ協会 24-B-81

日 時：令和 7 年 5 月 2 0 日（火） 午前 1 0 時～
会 場：小諸市役所 3 階 第 2 会議室

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会
第1回宿泊衛生専門委員会 次第

日時 令和7年5月20日(火) 午前10時～
場所 小諸市役所3階 第2会議室

- 1 開 会
- 2 事務局長あいさつ
- 3 小諸市準備委員会専門委員会について
- 4 正副委員長の選出について
- 5 委員長あいさつ
- 6 委員紹介(自己紹介)
- 7 説明事項
 - 説明事項1 大会の概要
 - 説明事項2 開催競技及び開催施設
 - 説明事項3 大会開催に向けたスケジュール
 - 説明事項4 準備経過概要
 - 説明事項5 小諸市開催推進総合計画・別表
 - 説明事項6 小諸市準備委員会専門委員会規程
 - 説明事項7 国スポ大会視察報告
- 8 審議事項
 - 第1号議案 宿泊基本計画(案)
 - 第2号議案 医事衛生基本計画(案)
- 9 その他
(今後のスケジュール)
(参考資料) 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則
- 10 閉 会

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会について

1 専門委員会とは

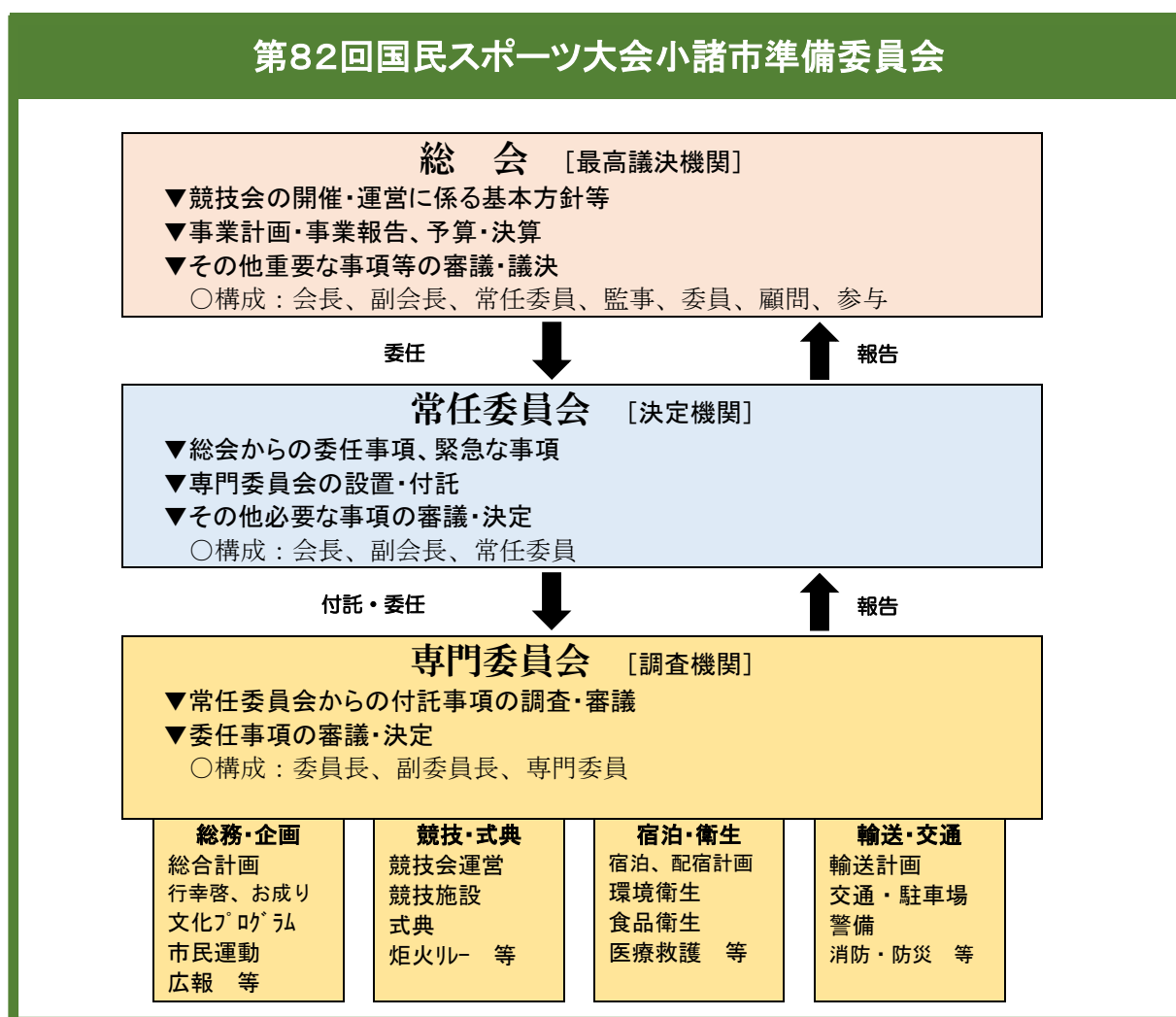
小諸市準備委員会専門委員会は、準備委員会において、常任委員会から付託・委任された専門事項について調査・審議し、常任委員会に報告する組織となります。

専門委員会を設置することにより、よりきめ細やかな事業計画や関連機関との連携、調整が図りやすくなり、大会の円滑な運営に寄与します。

2 宿泊衛生専門委員会の調査・検討内容

- ・ 宿泊に関すること
- ・ 医事及び衛生に関すること
- ・ その他宿泊衛生に関すること

3 小諸市準備委員会組織図



**第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会
宿泊衛生専門委員会 委員名簿（案）**

【委員長】 1名 (順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
宿泊・観光・衛生関係	小諸ホテル旅館業組合	組合長	後藤 英男

【副委員長】 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療関係	浅間南麓こもろ医療センター	事務長	金丸 安史

【委員】 10名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療関係	一般社団法人小諸北佐久医師会	事務局	柳沢 朋子
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人こもろ観光局	総務経理部長	関 亜依子
産業・経済関係	小諸飲食店組合	会長	斉藤 晴久
宿泊・観光・衛生関係	佐久食品衛生協会	会長	町田 公一
県関係	長野県佐久保健福祉事務所	食品・生活衛生課長	高井 剛介
市議会関係	小諸市議会 市民福祉委員会	委員長	土屋 利江
市関係	佐久地域広域連合消防本部小諸消防署	署長	高橋 明則
市関係	小諸市市民生活部	部長	塩川 源太郎
市関係	小諸市保健福祉部	部長	大森 幸子
市関係	小諸市産業振興部	部長	金井 圭二

合計 12名

說明事項

第 8 2 回国民スポーツ大会の概要

1 趣 旨

本大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催される国内最大のスポーツの祭典です。

2 主 催

本大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとします。

3 大会の開催時期等（予定）

- ・開催時期…令和 10 年 9 月中旬～10 月中旬
- ・開催期間…11 日間以内

※上記の詳細は、大会開催 3 年前（令和 7 年）に日本スポーツ協会が開催県と協議し決定。

※「国民体育大会」は、スポーツ基本法の改正に伴い、令和 5 年から「国民スポーツ大会」と大会名称が変更され、令和 6 年の第 78 回大会から適用。

- 【参考】
- 令和 6 年：第 78 回 国民スポーツ大会（佐賀県）
 - 令和 7 年：第 79 回 国民スポーツ大会（滋賀県）
 - 令和 8 年：第 80 回 国民スポーツ大会（青森県）
 - 令和 9 年：第 81 回 国民スポーツ大会（宮崎県）

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター・ロゴデザイン

■ 愛 称

信州やまなみ国スポ・全障スポ

日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。

■ スローガン

行こう。それぞれの頂へ。

頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

■ マスコットキャラクター



長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

■ ロゴデザイン

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

5 実施予定競技

＜正式競技＞ ○ 37 競技

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	クレール射撃
なぎなた	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

＜冬季大会＞ ○ 3 競技

スキー	スケート	アイスホッケー
-----	------	---------

＜公開競技＞ ○ 8 競技

バウンドテニス	エアロビック	スポーツチャンバラ
ダンススポーツ	綱引	ゲートボール
武術太極拳	パワーリフティング	

＜デモンストレーション競技＞ ○ 2 競技

少林寺拳法	マレットゴルフ
-------	---------

＜特別競技＞ ○ 1 競技

高等学校野球

第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市開催競技・開催予定会場

<正式競技>

開催競技	種 別	開催予定会場
レスリング	成年男子 少年男子 女子	小諸市総合体育館

参考資料

参加人数等

[参考] ※ (令和 5 年開催 鹿児島国体 レスリング競技) : 数値は延べ人数

○選手・監督 : 2,972 人

○大会関係者 : 1,732 人

○宿泊者数 : 3,737 人

[参考] ※ (令和 6 年開催 SAGA2024 国スポ レスリング競技) : 数値は延べ人数

○選手・監督 : 2,792 人

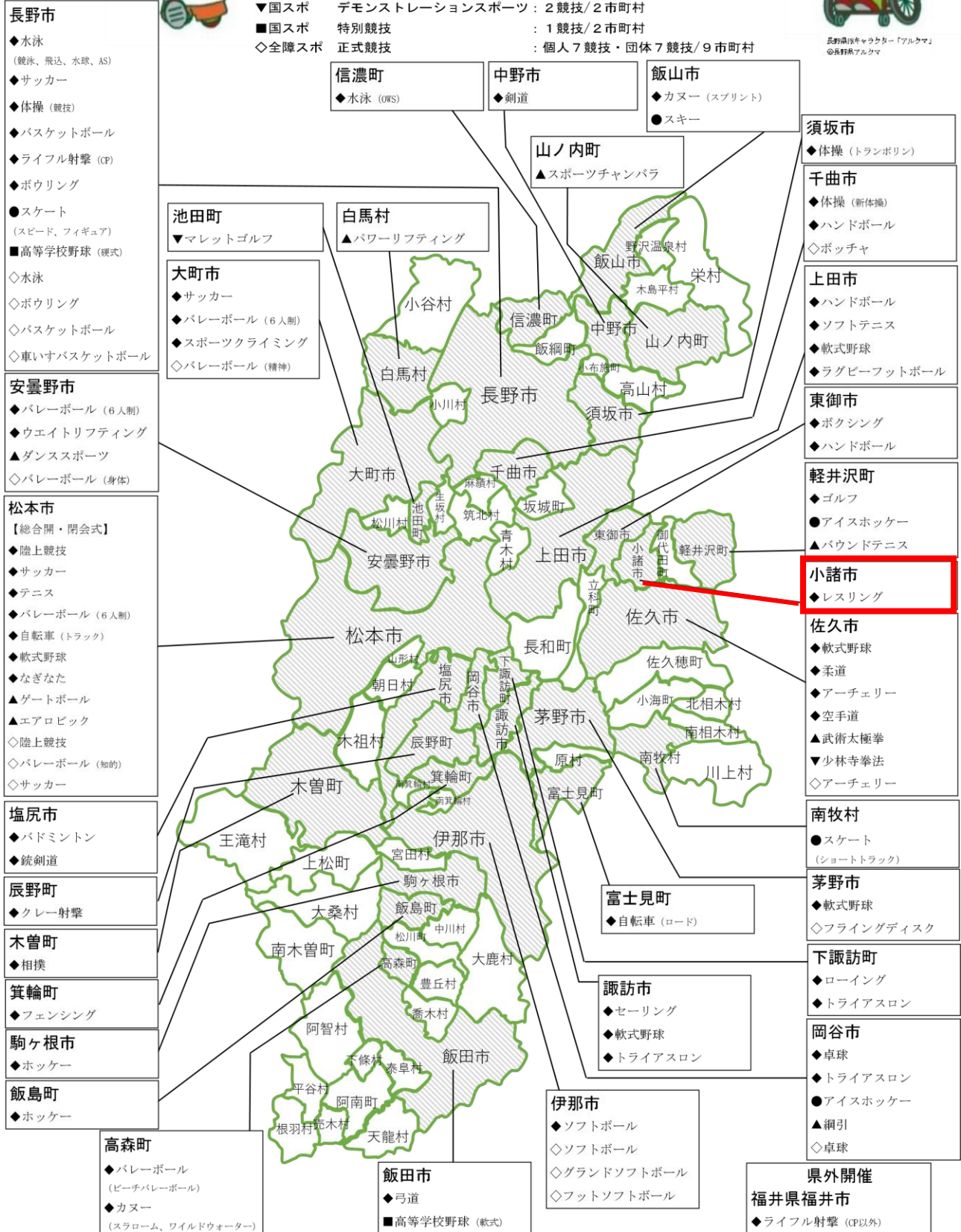
○大会関係者 : 1,784 人

○宿泊者数 : 3,669 人

信州やまなみ国スポ・全障スポ 競技会場都市町村



- ◆国スポ 正式競技（本大会） : 37競技/28市町村・県外1市町村
- 国スポ 正式競技（冬季大会） : 3競技/5市町村
- ▲国スポ 公開競技 : 8競技/7市町村
- ▼国スポ デモンストレーションスポーツ : 2競技/2市町村
- 国スポ 特別競技 : 1競技/2市町村
- ◇全障スポ 正式競技 : 個人7競技・団体7競技/9市町村



第82回国民スポーツ大会に向けたスケジュール

説明事項3

年度	主要日程	小諸市準備組織	小諸市
令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県	開催内定		
令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県		設立 発起人会 ↓ 準備委員会 設立 ↓ 総会・常任委員会 ・各専門委員会 随時開催	令和6年4月1日 国民スポーツ大会準備室設置
令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省) ↓ 開催決定・会期決定	↓ 実行委員会発足 (準備委員会改組)	
令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県		総会・常任委員会 ・各専門委員会 随時開催	組織拡大 大会終了まで ↓ 大会実施本部 設置
令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県	中央競技団体 第2次視察	国民スポーツ大会 リハーサル大会 開催	
令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会開催		
		実行委員会解散	

第82回国民スポーツ大会開催準備経過

説明事項4

※ 部分は市関係分

年	月	内 容
平成 28 年	6 月	(公財)長野県体育協会が2巡目国体招致要望書を、長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成 29 年	2 月	平成 29 年 2 月長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を 2027 年に長野県に招致するべく取り組む」ことを表明
	3 月	平成 29 年 2 月長野県議会において、「第 8 2 回国民体育大会及び第 2 7 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 8 2 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第 2 7 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
		長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第 8 2 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
	7 月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を 2027 年開催の第 8 2 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定)
	12 月	第 8 2 回国民体育大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
平成 30 年	4 月	国体長野県準備室 第 1 回市町村説明会へ参加
	7 月	第 8 2 回国民体育大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査書を提出
	11 月	長野県準備委員会第 2 回常任委員会において、会場地市町村第 1 次選定(内定) 本大会:小諸市 レスリング競技
令和元年	10 月	先催県視察 いばらき国体 レスリング競技 会場:茨城県 水戸市
令和 2 年	10 月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和 10 年(2028 年)開催の第 8 2 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催申請書提出県として決定通知(開催年変更)
	12 月	長野県準備委員会が名称を「第 8 2 回国民体育大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第 8 2 回国民スポーツ大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和 4 年	10 月	先催県視察 とちぎ国体 レスリング競技 会場:栃木県 足利市
令和 5 年	1 月	中央競技団体による競技会場 正規視察 レスリング競技
	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第 8 2 回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
	9 月	先催県視察 かがしま国体 レスリング競技 会期前開催(9/21~9/24) 会場:鹿児島県 日置市
令和 6 年	4 月	令和 6 年 4 月の小諸市組織改正に伴い、教育委員会スポーツ課に「国民スポーツ大会準備室」を設置
	5 月	第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立発起人会を開催
	7 月	第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	10 月	先催県視察 SAGA2024 国スポ レスリング競技 会場:佐賀県 嬉野市
	12 月	後催県説明会 レスリング競技 会場:佐賀県 嬉野市
令和 7 年	1 月	第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会常任委員会を開催

令和 7 年 1 月 29 日
第 1 回常任委員会承認

第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画

第 8 2 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」（以下「信州やまなみ国スポ」という。）の成功に向け、市民総参加のもと一丸となって信州やまなみ国スポを盛り上げ、本市の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現につながる大会を目指し、小諸市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、信州やまなみ国スポを一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる大会とするため、総合的な計画を立案し施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らし、簡素な中にも魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務運営を図る。

(3) 広報

信州やまなみ国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が信州やまなみ国スポ開催の意義を理解し、「する」、「みる」、「ささえる」といったそれぞれの立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことで、大会終了後も生涯スポーツの推進及び地域の活性化につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、本市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力ある地域資源に触れていただくことで、大会後も「また訪れたい」と感じていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化の創意工夫を図りつつ、整然さや温かみのある式典とする。

(8) 施設整備

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、大会開催後の市民利用にも配慮した施設整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者の宿泊については、県や宿泊施設等と密接に連携し、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に携わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進し交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年度別業務

年度別業務は別表の第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画（年度別業務一覧表）のとおりとする。

第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合年次計画 【年度別業務】

年度	R6年度(2024) 4年前	R7年度(2025) 3年前	R8年度(2026) 2年前	R9年度(2027) 1年前	R10年度(2028) 開催年
国スポ・全障スポ開催地	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
主要行事	国スポ準備室設置(事務局)	日本スポーツ協会及び文部科学省 総合視察		リハーサル大会開催	
		大会開催・会期決定		中央競技団体視察	
準備組織	準備委員会設立	実行委員会へ改組			
	準備委員会設立発起人会開催	第2回準備委員会総会・第1回実行委員会総会開催	第2回実行委員会総会開催	第3回実行委員会総会開催	第4回実行委員会総会開催
	準備委員会設立総会・第1回総会開催				
	常任委員会開催				
	総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催		庁内推進本部設置	実施本部設置(リハーサル大会・本大会)	
総務企画専門委員会	①総務企画	開催基本方針決定			
		開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理		
			大会ガイドライン策定	大会実施本部運営マニュアル作成	
			識別用品整備要項策定	リハーサル大会用識別用品整備	本大会用識別用品整備
			遺失物・拾得物取扱要項策定	遺失物・拾得物取扱実施	遺失物・拾得物取扱実施
			保険加入要項策定	リハーサル大会保険加入	本大会保険加入
	②財務	国スポ関係経費調整検討・大会経費予算検討		本大会経費予算編成	本大会予算執行・決算
		リハーサル大会経費検討	リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行・決算	
		協賛取扱要項策定・協賛募集	協賛取扱要項推進		
	③広報	広報基本計画策定	広報アクションプラン策定		
			広報啓発活動の推進		
		文化プログラム事業実施要項策定	文化プログラム事業募集・審査		文化プログラム事業実施
		実行委員会ホームページ(SNS含む)開設準備	実行委員会ホームページ(SNS含む)運営		
			大会報告書編成方針策定	本大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	④市民運動	市民運動基本計画策定	市民運動アクションプラン策定	市民運動アクションプラン実施	
		ボランティア募集等の検討	リハーサル大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施要項策定	炬火イベント実施
		ボランティア業務要項策定	リハーサル大会ボランティア募集	本大会ボランティア業務計画策定	
				リハーサル大会ボランティア配置	本大会ボランティア配置
				本大会ボランティア募集・研修会開催	
	⑤観光・おもてなし	観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定	ガイドブック・観光がたマップ作成検討	ガイドブック・観光がたマップ配布
			総務案内所設置要項策定	リハーサル大会総合案内所設置	本大会案内所設置
			休憩所等設置要項策定	リハーサル大会休憩所等設置	本大会休憩所等設置
			売店設置運営要項策定	リハーサル大会売店設置	本大会売店設置
			歓迎装飾実施要項策定	リハーサル大会歓迎装飾実施	本大会歓迎装飾実施

実行委員会解散総会

大会決算書

第82回国民スポーツ大会開催

大会報告書

第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合年次計画 【年度別業務】

年度	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)	R10年度(2028)	
	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
国スポ・全障スポ開催地	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	
競技式典専門委員会	⑥競技		競技運営基本計画策定	実施計画策定	実施要項策定 日程・組合せ表(案)作成	プログラム作成 組合せ抽選会実施
		競技用具整備計画検討・策定		競技用具整備		
		競技役員等編成案検討・作成		競技役員等編成決定		
		リハーサル大会開催意向調査	リハーサル大会開催基本計画策定	リハーサル大会実施要項策定	競技係員・補助員編成決定・養成	競技係員・補助員の委嘱
		練習会場(案)作成	練習会場協力依頼	練習会場借用依頼	競技係員・補助員編成決定・養成	
				情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	情報通信設備設置
	⑦式典		式典基本計画策定	炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画要項作成	開始式・表彰式実施 炬火イベント実施
	⑧施設整備		施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営仕様書作成 本大会会場設営仕様書作成	本大会会場設営
			競技施設整備の実施			
	宿泊衛生専門委員会	⑨宿泊	宿泊施設等基礎調査実施	宿泊基本計画策定	リハーサル大会宿泊要項策定 リハーサル大会弁当調達要項作成	本大会宿泊要項策定 リハーサル大会弁当調達実施 本大会弁当調達要項策定
				仮配宿シミュレーション		
⑩医事・衛生			医事衛生基本計画策定	医療救護要項策定 リハーサル大会救護所設置計画策定	本大会救護所設置計画策定 リハーサル大会救護所設置	本大会救護所設置
				感染症(防疫)対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	感染症(防疫)実施計画策定 食品衛生対策実施計画策定 環境衛生対策実施計画策定 廃棄物処理計画策定	感染症予防啓発 本大会医事衛生本部設置 廃棄物処理実施
輸送交通専門委員	⑪輸送・交通		輸送交通基本計画策定	輸送業務実施要項策定 駐車場等調査・確保	会場地輸送計画策定	本大会輸送本部設置
	⑫消防・警備		消防防災・警備基本計画策定	消防防災・警備実施要項策定 リハーサル大会消防警備計画策定	本大会消防・警備計画策定 リハーサル大会消防警備本部設置	本大会消防警備本部設置

リハーサル大会開催

第82回国民スポーツ大会開催

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

- 3 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。
- 4 第3条から第6条までの規程は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月29日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報及び市民運動に関すること。 4 観光及びおもてなしに関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。

SAGA2024 国スポ・全障スポ視察報告(宿泊衛生)

◆食事関係



◆医療救護関係



◆医事衛生関係



審議事項

第82回国民スポーツ大会小諸市宿泊基本計画（案）

1 趣旨

長野県「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針」と連携し、「第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画」に掲げる宿泊基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第82回国民スポーツ大会小諸市宿泊基本計画」を策定する。

2 目的

選手・監督をはじめ、大会関係者の宿泊については、県や宿泊施設等と密接に連携し、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

3 内容

(1) 宿舎

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館で大会参加者を収容することが困難な場合は、県・関係機関・団体等と協議の上、近隣市町の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

(2) 配宿

ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別にする。

エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第82回国民スポーツ大会小諸市医事衛生基本計画（案）

1 趣旨

長野県「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針」と連携し、「第82回国民スポーツ大会小諸市開催推進総合計画」に掲げる医事衛生基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第82回国民スポーツ大会小諸市医事衛生基本計画」を策定する。

2 目的

選手・監督をはじめ、大会に携わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

3 内容

（1）医療救護

選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止し、そのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、防疫体制を整える。

（3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、食品衛生に対する取組を推進する。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び関係団体はもとより広く市民の協力を得て、宿舎および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

その他

宿泊衛生専門委員会スケジュール（予定）

★専門委員会 ○常任委員会 ●総会

年月	小諸市（内容）	県・日スポ協
令和7年度	★第1回専門委員会の開催（5/20） : 宿泊基本計画（案）の審議 : 医事衛生基本計画（案）の審議	
令和7年度	○第2回常任委員会 ●第2回準備委員会 総会 ●第1回実行委員会 総会 ○常任委員会 ★第2回専門委員会（日程未定）	開催決定 競技会期の決定
令和8年度	●総会 ○常任委員会 ★専門委員会（日程未定） : リハーサル大会宿泊要項（案）の審議 : リハーサル大会弁当調達要項（案）の審議 : リハーサル大会救護所設置計画（案）の審議 : 感染症（防疫）対策要項（案）の審議 : 食品衛生対策要項（案）の審議 : 環境衛生対策要項（案）の審議	
令和9年度	●総会 ○常任委員会 ★専門委員会（日程未定） : 本大会救護所設置計画（案）の審議 : 感染症（防疫）対策計画（案）の審議 : 食品衛生対策実施計画（案）の審議 : 環境衛生対策実施計画（案）の審議 : 廃棄物処理計画（案）の審議	

- ※ 開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがある。
- ※ このほか、必要に応じて、宿泊衛生専門委員会委員をはじめとする関係機関・団体等との連絡・調整を行う。

第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 8 2 回国民スポーツ大会において、小諸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小諸市を代表する者
- (2) 小諸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、小諸市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査及び審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月17日から施行する。